

## 4. ISPM No. 5（植物検疫用語集）の改正

### 〔概要〕

本基準は、IPPC及びISPMの履行のために国際的に調和された用語の定義を提供する用語集である。今次、「Beneficial Organism」の用語に関して、ISPM No. 5 から削除されることが提案されている。

### 〔経緯〕

- 2002（平成14）年4月、IPPC総会で採択  
その後、TPG（植物検疫用語集のテクニカルパネル）を中心にISPMsの作成に伴い、新たな定義が必要(不要)となった用語の追加、削除、修正を継続的に検討。
- 2009（平成21）年5月、基準委員会で検討の結果、各国協議案として承認
- 2009（平成21）年9月、各国協議締め切り
- 2009（平成21）年11月、基準委員会で次期IPPC総会（CPM5）に諮られることが承認

| 2009年6月案の概要  | 6月案に対する日本のコメント概要 | 今次案の概要    |
|--|------------------|-----------|
| <p>「Beneficial Organism」の用語の定義は、一般的に理解されるものであることから ISPM No.5 より削除することを提案</p> <p>「Beneficial Organism」の定義<br/>           ・ any organism directly or indirectly advantageous to plants or plant products, including biological control agents<br/>           （仮訳）<br/>           生物的防除資材を含め、植物又は植物生産物にとって直接的又は間接的に有益な生物体</p> | 特段のコメントなし        | （6月案のとおり） |

### 〔今次案に対する対応案〕

- 特段のコメントなし